

2022年10月11日

株式会社産業経済新聞社

代表取締役社長 近藤 哲司 様

愛知県知事 大村 秀章

県営名古屋空港に関する2022年10月8日（土）付けインターネット配信記事及び2022年10月9日（日）産経新聞朝刊記事について

標記掲載記事については、2005年2月の中部国際空港の開港に伴い、国が設置・管理する名古屋空港から愛知県が設置・管理する県営名古屋空港への移管の経緯及び事実関係と異なる内容となっており、極めて遺憾であります。

正確な事実関係の取材とそれに基づく正確かつ公正な報道を強く要請するとともに、謝罪と撤回を求めます。

移管の経緯及び事実関係は以下のとおりです。

- ・中部国際空港開港に伴い、国管理の名古屋空港について、運輸省は有償での所管換、防衛庁は無償を主張し、協議が整わず、その際、防衛庁から部隊運用ができるのであれば、県が管理主体になっても構わないとされました。

- ・一方、空港周辺2市1町においては、歴史的な経緯から防衛庁の管理・管制に反対する旨が表明されました。

- ・その後、防衛庁、運輸省と愛知県の協議の中で防衛庁から、基地を引き続き使用したいが、着陸帯購入の考えはない。県が購入すべきであり、滑走路維持経費に対し、費用負担や負担金を検討するとの申出がありました。

- ・こうしたことから、県は2002年に愛知県が空港の設置管理者になることを承諾。着陸帯の購入については、どの程度取得できるかは価格次第と表明。

- ・その後の協議で、愛知県からは、本来自衛隊が着陸料を支払うというのではなく、経費分担すべき。着陸帯の半分位を防衛庁が保有すべきと主張。防衛庁からは、着陸帯の購入はしない。自衛隊機の着陸料を設置管理者の県に支払う。将来、着陸帯の大規模補修が必要となった場合は、別途協議に応じると返答。

以上の結果、最終的に防衛庁の主張を受けて着陸料を県に支払うことで決着。

その上で、県が国から購入し、約235億円を支払う。

以上が事実関係であり、掲載記事は全く事実と反するものです。

また、他空港との比較等においても、公正を著しく欠く内容が以下のとおりあります。

- ・他の供用空港は全て国・米軍が所有し、設置管理する空港のため、経費は国が負担します。しかし、県営名古屋空港は、愛知県の施設であり、国が使用するときは、国においてその使用料を負担していただかなければなりません。国が負担すべき費用を県が負担することは道理が通らず、地方財政法でも禁止です。

県営名古屋空港では、この使用料を分担金ではなく着陸料で支払うとの防衛庁の考え方により、現在の使用形態となっています。

- ・航空管制については、航空法により国土交通大臣の権限とされており、委任により防衛大臣の権限となることもありますが、愛知県が行うことはできません。また、航空自衛隊の管制を他者に委ねることは、自衛隊が認めません。

- ・県営名古屋空港の 2005 年度から 2021 年度までの維持管理経費合計は、202 億円で、自衛隊の着陸料は 140 億円です。後は、民間の着陸料、財産使用料、駐車場料金等に加えて、県の一般財源を充当しており、自衛隊の着陸料は、1 円も県の財源にはなっておりません。

以上のように事実に反し、不公正な内容が記載されており、一方的に愛知県を誹謗するものであり、極めて遺憾であります。

重ねて正確な事実関係の取材とそれに基づく正確かつ公正な報道を強く要請するとともに、謝罪と撤回を求めます。